

## 企 画 総 務 委 員 会 記 録

1 日 時 平成29年9月19日(火)  
午前 10時17分 開会  
午前 11時23分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 伊 藤 謙 司 副委員長 小 野 辰 夫  
委 員 神 野 恭 多 委 員 太 田 嘉 一  
委 員 大 條 雅 久 委 員 藤 原 雅 彦  
委 員 近 藤 司

4 欠 席 委 員 なし

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則  
・企画部

部長	原 一 之	総括次長(別子銅山文化遺産課長)	秦 野 親 史
総合政策課長	亀 井 利 行	財政課長	河 端 晋 治
総合政策課主幹	上 野 壮 行		

・総務部

部長	多 田 羅 弘	総括次長(契約課長)	曾 我 部 信 也
管財課長	菅 一 好		

・消防本部

消防長	藤 田 秀 喜	総括次長(総務警防課長)	毛 利 弘
-----	---------	--------------	-------

・建設部

部長	赤 尾 恭 平	総括次長(建築住宅課長)	高 須 賀 健 二
----	---------	--------------	-----------

6 議会事務局職員出席者

次 長 原 正 夫 主 査 和 田 雄 介

7 本日の会議に付した事件  
別紙付託案件表のとおり

8 委員外議員

議 員 岡 崎 溥 議 員 高 塚 広 義  
議 員 岩 本 和 強 議 員 井 谷 幸 恵

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時17分

## ◎総務部関係（総務部その他関係者）

### ◇議案第52号 工事請負契約について

- 曾我部総務部総括次長（契約課長）：説明（契約内容）
- 高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：説明（工事概要）

### < 質 疑 >

●近藤委員：9人乗りのエレベーターが設置されるということであり、3階建てにエレベーターが設置していただけるのはありがたいが、以前と設置基準が変わったのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：国の補助金で公営住宅を整備するためには、以前は高層（6階建て以上）についてはエレベーターをつけなさいという基準があった。それが、今の基準でいうと中層（3階建て以上）のものについては、エレベーターの設置が義務づけられており、今回、整備基準に従って3階建て以上のもについては、エレベーターを設置している。今後についてもこれが緩くなることは少し考えにくいので、もしかしたら2階建てでも、エレベーターの設置が義務になる可能性がある。現在は3階建て以上ということで今回計画した。

●近藤委員：市営住宅を解体する前に、どのくらいの入居者がいたのか。今回新しく入所を公募すると思うが、以前住んでいた人には、どのような対応をとっているのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：以前、50戸の公営住宅があった。19世帯が解体前に入所していた。その方については、建替えに伴って、最寄りの治良丸団地や横山団地に仮入居ということで、建設の間は移転していただいている。1号棟が完成したので、9月1日から入居が始まっている。最終の新しい団地に戻るかどうかの希望をとり、現実に戻ってきたのは6世帯、あとの世帯は、新しいところには戻らず、仮に入居したところでいいということになった。希望をされた6世帯については、既に1号棟に入居している。

●大條委員：2号棟は新規入居になるのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：そうである。すべて新規入居になる。

●大條委員：説明の最後に駐車場の整備もふれられていたが、今回の工事の入札分で、駐車場のライン引きが全部終わるということか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：今回議案で挙げた請負契約は、本体の請負契約になるので、駐車場の整備については、この後、外部整備工事ということで別の工事で発注予定になっている。

●大條委員：市営住宅の駐車場管理であるが、管理料を正規に徴収するのは、この治良丸南団地1号棟、2号棟が最初と聞いているが、既存の市営住宅のライン引きの整備や、管理料の徴収は、検討していないのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：治良丸南団地以外の既存の公営住宅のいわゆる駐車場の管理及び徴収については、すべての団地がそうであるが、全戸数分の駐車場という形の整備ができているところはない。駐車スペース、いわゆる通路の部分に、管理組合がラインを引いて車を止められるスペ

ースを作っている。車を持っている方全部が団地内で駐車が可能な団地はない。今のところ、いつから有料にして管理を始めるということについては、まだ決めていない。

●大條委員：既存の市営住宅は、すでに駐車場として利用されている方は実際、駐車料金、管理料を集めている。また集めず、ほったらかしのところもあるとも聞く。駐車料金、管理料は、市の雑収入に入らないのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：治良丸南団地以外の市営住宅の駐車料金については、市としては、無料という考えでいる。管理組合等で無料の駐車スペースに車を停めて管理している。それ以外の駐車できない車については、団地以外のいわゆる民間の有料駐車場を借りているというのが現状である。実際、その有料駐車場の駐車料金を市営住宅の駐車スペースに無料で停めている方と折半をして集金し支払いをしている組合は数箇所ある。市の方でも把握はしているが、原則的に市営住宅内の駐車スペースについては無料という考えであり、駐車料金については徴収していない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

**【一括議題】議案第63号～議案第66号（新居浜市総合防災拠点施設建設工事の請負契約議案）**

◇議案第63号 工事請負契約について

◇議案第64号 工事請負契約について

◇議案第65号 工事請負契約について

◇議案第66号 工事請負契約について

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：説明（契約内容）

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：説明（工事概要）

< 質 疑 >

●大條委員：議案64号の参考資料にある入札で失格とあるが、どういう条件で失格になったのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：新居浜市の低入札価格調査実施要領を定めており、その6条に判定基準をひとつでも満足しない場合には失格として取り扱い、すべてを満足した場合のみ詳細調査を行うものとする規定している。失格となった業者については、判定基準のうち直接工事費について発注者が設計した直接工事費の75%以上であるという条件があるが、それを満たしていなかったために、詳細調査を行わずに直ちに失格という扱いになった。

●大條委員：建設本体工事も低入札の調査が入っていると聞いたが、それは事実か。どういうことで調査になったのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：今回の工事については、最後の衛生工事以外はすべて低入札で、建築工事については、入札されたのが25億6,850万円で、今回の低入札になるかどうかという基準価格が25億6,950万円ということで、100万円不足していた。わずかの差であり、先ほど申し上げた失格事案はすべてクリアしていたので、詳細調査に入った。調査にあたっては、事前に奥村組と一宮

工務店の共同企業体であるが、なぜこういった額になったかという詳細な工事費の内訳書の提出を求め、内訳書の検討については、設計金額が30億円前後のものに対する100万円の不足ということであるので、審査前からそんな極端な低入札の内訳はしていないと思っていたが、相手方からの詳細な内訳書の提出を専門である建築住宅課に検討してもらった結果、十分この金額の範囲内で安全かつ設計書に示している同質の工事の施工が可能であるという意見をいただいた。契約の方では、直接業者に来てもらい、この金額でなぜ入札したのか、現在の手持ち工事や、これまでの実績を書類に基づき、聞き取りを行った。奥村組もおそらく低入札になるのは、わかっていたと思われる。ポイントとしては、奥村組は免震技術を売りにしている業者であり、今回免震技術を発揮できる絶好の機会なので、どうしてもこの工事についてはとりたかったという意見があった。奥村組は、市内での建設の実績はないが、国内でも大手に次ぐ準大手の位置にあるゼネコンであるので、建築実績に関しては十分あることは確認しており、資金面についても現在、直近の経営状況なども新聞に載っていて確認したが、過去最高益を上げているということで今回の工事を任せることに関して問題ないと判断し、低入札ではあるが落札者として決定した。

●近藤委員：契約の方法が一般競争入札であり、今回建築で落札した奥村組の四国支店が高松にあるということだが、この契約の方法では、事務所を新居浜に構えてなくてもよいのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：条件については市内に事務所があるという条件ではなく、それに縛ってしまうと大手のゼネコンの数が限られてしまうので、四国内にいわゆる営業拠点を構えていることを条件にしたため、奥村組が参加できたということになる。これくらいの額の工事規模になると、市内に事務所があるゼネコンという条件では競争性の確保ということで難しい。

●近藤委員：今回、奥村組・一宮工務店共同企業体が落札したわけだが、地元業者をどのくらい使うのか。どのように行政として指導していくのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：地元業者の使用については、私どもが作った契約約款によって、下請工事については、市内業者を採用するように努めるよう常に指導はしているが、義務づけまでいくと、逆に公正取引委員会の方から、それはやりすぎだという指針がでているので、最大限、市内業者を採用するように指導は常々行っている。今把握しているだけでも今回の提出してもらった内訳書の中身を確認してみると、市内業者で予定されているのは、杭工事の富士興業、防水工事の東亜グラウト新居浜支店、左官工事の中川工務店、施設の中に和室があるので畳関係ではライフネット新居浜と、このくらいは市内業者が入るのは確認している。

●神野委員：共同企業体のみを入札参加形態ということだが、奥村組と一宮工務店の比率は、どのくらいずつなのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：入札条件自体が最低でも代表者が半分越え、構成員になるのが3割以上という条件をつけているので、一宮工務店については、最低でも3割以上出してもらおうということになっている。

●神野委員：具体的にはどうなのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：請け負ったところについては、会社同士で協定書を結んでもらうので、その範囲内では大丈夫ということで、具体的な数値は覚えていない。

●神野委員：近藤委員も言われたように今回の防災拠点施設というのは、今から新居浜市が迎える公共施設の更新の第1号である。市内の業者というのは、把握できているという話だが、やはり奥村組が入ってきたら、市外の業者、県外の業者、安いところをどんどん使うと思われる。そのあたり十分指導の方はしていると思うが、もう一步、踏み込んだことはできないのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：さきほど申したとおり、市内の工事なので、極力地元業者に入っていただきたいのは、やまやまであるが、公正取引委員会の見解としては、一般的な要請の範囲内で市内業者を下請けで使いなさいというのは市の政策の範疇なので構わないが、下請けを義務づけるということに関しては、競争政策上好ましくないというはっきりとした見解を出している。工事が決まったので、地元の業者も黙っておらず、どんどんアピールはしていくと思うが、市の方から積極的にここを使いなさいということまでは、申し上げられない状況である。

●神野委員：どこを使えというのはだめだと思うが、例えば、私のところにも何社か相談があって今回、こんな大きな工事なのに見積もりも何もきていないと不安になっている業者から問い合わせがあった。せっかく新居浜で大きな工事があるのに、新居浜の企業にお金が落ちないというのは、建設業界と行政との間の信頼関係というのにもつながってくると思う。義務づけはだめだとしても、私が聞いているのは、四国中央市では業者が新居浜市から営業に行くと、まず市内の業者を優先させてもらっていると言われるらしい。そういう体制に新居浜市はなっているのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：業者の対応なので、そこまで言ってくれているかどうか、契約課として把握していない。地元業者からのアピールがあるかと思うが、建設業協会が新居浜市はしっかりしているので、おそらくそういったところが窓口になって営業努力を当然していただいていると思っている。

●神野委員：今回の価格が予定金額に対して、結構低い価格で落札されているが、元々の予定の試算は適正だったのか。

○曾我部総務部総括次長（契約課長）：電気、空調はぐっと低い。建築はぎりぎり切ったくらいであるが、とった業者の立場からすれば、建築については、複雑多岐な機材とか人を集めないといけないので、思い切った値切りはできないと思うが、電気、空調といった設備の専門工事になってくると大手の業者が頭になっているので、自分のところの長年の取引の経験上から、このくらいの工事だったら、このくらいの資材をあそこから、このくらいの割引でできるというふうな計算がやりやすいと思う。それで思い切った数字を入れてきている。心配しているのは、1社だけが突出してそんな安いものがきたら、そんなの明らかにおかしいということでもっと徹底的に調査する必要があるが、だいたい1社だけでなくほかの業者もこのくらいはいけるということで踏んできているので、専門工事については適正かどうか難しいが、いわゆる実際の価格と比べたら公共工事がちょっと割高な設定になっているのかなと私としては思っている。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：この総合防災拠点施設に限られないが、いわゆる公共工事については、積算基準という国が定めたものがあるので、それに沿って、積算をするので、誰が積算しても予定価格というのは、そんなに大きな開きはないと考えている。適正な設計ができていていると考えている。

●藤原委員：屋上に鉄塔が立っているが、鉄塔の価格も建築工事費に含まれているのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：建築工事費に入っている。

●藤原委員：いくらくらいか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：わからない。後日、連絡させていただく。

●藤原委員：免震構造に関して、メンテナンスがいるのか。もしメンテナンスがいるのであれば、何年間に行うのか。また費用的にいくらかかるか。屋上に太陽光パネルが設置できる可能性があるという話で、今回は設置しないということだが、できたら建てる時に太陽光パネルを設置した方が、費用的には安いと思うが、どう考えているのか。

○高須賀建設部総括次長（建築住宅課長）：まず、免震構造のメンテナンスについては、基本的に定期的なメンテナンスというのは、毎年行うが、特に大きな地震があった場合については、その度にアイソレータのチェックというのをを行う。基本的にはメンテナンスフリーと考えている。もし何か大きな地震の後に交換する必要がある場合には、交換ができるように計画をしている。太陽光パネルについては、今現在、指摘のとおり、今回の工事に入っていない。ただ、今後、予定をしているので、予算の関係がもし可能であれば、追加工事等で設置ができればと思っている。

#### < 討 論 >

●近藤委員：議案第63号について先ほど質疑もしたが、奥村組はさきほどの説明ではあまり新居浜で工事をしていないということで、落札業者に対しては行政として市内業者を使うような義務づけはできないということだが、できるだけ市内業者を使うような指導をしてもらいたい。一宮工務店あたりは、新居浜のことをだいぶ知っており、協力会社もたくさん持っていると思う。そのあたりをきちっと指導していただくということと、最終的に市内業者を何%使ったというチェックについてもきちっとしていただきたい。

#### < 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時00分／再開 午前11時07分

### ◎予算議案（企画部その他関係者）

#### ◇議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○河端財政課長：説明

#### < 質 疑 >

●大條委員：21頁の財産管理費の公有財産購入費はすでに、売買の契約日までほぼ確定をしたという理解でよいか。

○菅管財課長：金額もあわせて土地所有者とは、合意は現在できている。

●大條委員：関連して、総合防災拠点施設の建替えに伴う整備と思うが、残る民有地は本庁舎内にな

るのか。

○菅管財課長：今回買収する土地は、旧郷土美術館、旧市庁舎の西側半分になる。この敷地内では、あと一筆、民有地を借りており、その土地は旧市庁舎の東側半分に位置している。

●近藤委員：購入する民有地はどのくらいの坪数で、また残っている民有地の坪数はどのくらいか。残っている民有地については市が購入したかったが、購入できなかった等の事情はどうか。どのくらいの金額で賃貸しているのか。

○菅管財課長：まず、今回買収する土地については、面積は1,818平方メートル、借地料は平成28年度で276万578円、もう一つの民有地については、928平方メートル、平成28年度の借地料は、141万397円となっている。残り一筆の方についても、市としては借地という不安定要素は解消する必要があるということから、賃貸借契約の更新時など、機会あるごとに市への売却をお願いしてきた。今回一筆は、まとまったが、もう一筆の方については、本年4月にお会いして、その時にも市への売却をお願いしたが、当分の間は、現状のまま市に貸与したいという意向だったので、買収までに至っていないのが現状である。

●藤原委員：借地契約であるが、一年契約なのか、それとも複数年で契約しているのか。

○菅管財課長：今回買収する予定地は、借地期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日と10年間で更新している。残り一筆については、現在の借地期間は、平成23年4月1日から平成43年3月31日と20年間の契約となっている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時19分／再開 午前11時20分

## ◎ 請願・陳情関係

◇請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書の提出方について

< 意 見 ・ 討 論 >

●小野委員：不採択の立場で申し上げる。この請願が提出されたのが、本年の5月30日である。日本政府は、今回の核兵器禁止条約は諸般の事情や総合的に十分検討した結果、核兵器のない世界を目指す我が国の考え方とアプローチを異にしていると判断のもと、7月7日に開催された核兵器禁止条約交渉会議には参加しなかったが、条約は同日、採択された。以上、条約は採択されており、この請願について不採択でお願いしたいと思う。

< 採 決 > 賛成するものなく不採択

○ 閉 会 午前 11時23分 閉会

## 企画総務委員会付託案件表

平成29年9月19日

### ○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第52号 工事請負契約について

議案第63号 工事請負契約について

議案第64号 工事請負契約について

議案第65号 工事請負契約について

議案第66号 工事請負契約について

### ○予算議案（企画部その他関係者）

議案第60号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	2・14~20
歳出 第2款 総務費	3・21
第2表 地方債補正 変更	4

### ○請願・陳情関係

（継続審査分）

請願第2号 日本政府が核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書の提出方について